

## 令和3年度及び令和4年度に「知事への提案箱」にいただいたご意見（男女共同参画）

	提案日	提案	回答日	回答
1	R4. 1. 29	<p>【「男女」という表記について】</p> <p>島根県がさまざまな計画等で使用されている「障がい」、「自死」という言葉は、「障害」や「自殺」といった言葉の持つイメージを変え、認識を変える効果的な取組だと思います。</p> <p>そういった取組に併せて、性の多様性を前提として、以下の文言についても改善していただけないでしょうか。</p> <p>1. 全員を意味して「男女が」という記述がある場合、「性別にかかわらず」に変更する。</p> <p>DSDs、ノンバイナリー、ジェンダーフルイドなど、男女以外の性別である県民もいます。それらの県民は、「男女」という主語で示されたさまざまな計画から排除されているのが現状です。</p> <p>2. 『男女共同参画計画』など、“性別による差別を無くす”ことを目的とした計画等に、「性別は男女だけではなく、多様であること」、「性別には、身体・自認・服装・社会的役割など、さまざまな要素があり、その在り方は一人一人違い、他人が外見で決めつけることはできないものであること」と補足表記する。</p> <p>ジェンダー平等の視点から、まずはさまざまな表記から変えていただければ、多様な個人の疎外感の軽減と、島根での生きやすさにつながると思います。</p>	R4. 4. 5	<p>第4次島根県男女共同参画計画については、3月23日に決定したところです。</p> <p>ご提案のありました「男女が」という表現を「性別にかかわらず」に変更することにつきましては、現状として、仕事や家庭、社会活動など幅広い分野で男女間の格差があり、その格差の解消を図るためには、取組の対象を明確にし、積極的に施策に取り組む必要があるため、「男女」という表現といたしました。</p> <p>なお、本計画の標記は「男女」ですが、県においては、障がいのある方、高齢者、外国人、LGBTの方など、さまざまな状況にある方々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する社会づくりを進めていくこととしています。</p> <p>また、「性の多様性の尊重」を計画策定の横断的視点として位置付け、各施策を実施する上での共通する視点としています。</p> <p>なお、性的指向・性自認（性同一性）については、計画の中で解説をしています。</p> <p>おって、「島根県人権施策推進基本方針」の中で、「身体の性」と「心の性」が一致しないことにより違和感を覚える「LGBT等」の当事者の方々が、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別に苦しめられていること、また、県民の皆さまにこのような性の多様性について正しく理解し、認識を深めていただくため、県は研修会の開催や指導講師の派遣など、各種啓発活動に取り組むこと、などを明記しています。</p> <p>今後ともこの基本方針に基づき、「LGBT等」の当事者の方々への理解を進めていきたいと考えています。</p> <p>（政策企画局女性活躍推進課、環境生活部人権同和対策課）</p>

	提案日	提案	回答日	回答
2	R4. 1. 29	<p>【男女共同参画計画について】</p> <p>男女共同参画計画について、提案があります。 現在の男女共同参画計画は、男女別の計画になっており、性の多様性に対応した適切な言葉が不足しているように感じます。 特に、次の点について、改善を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「性の多様性を前提として」、男女共同参画計画という題名を工夫してもらいたい。</li> <li>2. 「男女がともに」→「性別にかかわらず一人一人が」ジェンダーには、男女以外もある。</li> <li>3. DVの項目「妻」・「夫」→「配偶者」</li> <li>4. 育児の項目「母」→「保護者」</li> </ol>	R4. 4. 5	<p>第4次島根県男女共同参画計画については、3月23日に決定したところです。</p> <p>ご提案のありました「性の多様性を前提として」、「計画の題名」の工夫や「男女がともに」という表現を「性別にかかわらず一人一人が」に変更することにつきましては、現状として、仕事や家庭、社会活動など幅広い分野で男女間の格差があり、その格差の解消を図るためには、取組の対象を明確にし、積極的に施策に取り組む必要があるため、「男女」という表現といたしました。</p> <p>なお、本計画の標記は「男女」ではありますが、県においては、障がいのある方、高齢者、外国人、LGBTの方など、さまざまな状況にある方々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する社会づくりを進めていくこととしています。</p> <p>また、「性の多様性の尊重」を計画策定の横断的視点として位置付け、各施策を実施する上での共通する視点としています。</p> <p>なお、ご提案のありました計画本文の中の表現については、以下のとおり対応しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「夫」という表現について、42ページ参考指標54については、内閣府調査の「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」を用いていることから、「夫等からの暴力相談件数」を「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」に変更しました。</li> <li>・一方、27、28ページの島根県女性相談センターにおける女性相談の主訴別相談状況「夫等からの暴力」等については、厚生労働省が実施する統計調査の項目であり、表現の変更はできないことから、このままとしました。 (政策企画局女性活躍推進課、健康福祉部青少年家庭課)</li> </ul>
3	R4. 5. 1	<p>【あすてらすの使用申し込みについて】</p> <p>あすてらすの使用申し込みを本日提出しました。規定では、半年前から使用申し込みができるとのことでしたが、本日、半年前一番で申込書を提出したところ、許可できるか分からないとのこと。島根県の都合で許可できないこともあるとのこと。</p> <p>島根県に住んでいて、申し込みは平等ではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>	R4. 5. 20	<p>島根県立男女共同参画センター「あすてらす」の使用申し込みをいただきありがとうございます。</p> <p>「あすてらす」の会議室等は島根県立男女共同参画センター管理運営規程に基づき、使用承認を行っています。</p> <p>会議室等の使用の申請は、原則、使用を開始しようとする日の6月前（6月前の属する月の1日）から申請できることとしています。</p> <p>ただし、「あすてらす」は、男女共同参画を進める活動を支援するための拠点施設であることから、男女共同参画社会の形成促進を目的とした使用などについては、1年前（1年前の属する月の1日）から申請できることとしています。</p> <p>今回、男女共同参画の促進を目的とした使用の申請可能な時期など、説明が不十分で、ご不快な思いをなされたことについておわび申し上げます。</p> <p>「あすてらす」は、男女共同参画推進の拠点として今後も適切な運営に努めてまいりますので、ご理解をいただき、引き続きご利用いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。 (政策企画局女性活躍推進課)</p>